

「非核三原則を厳格に守り、非核・平和日本宣言を行うこと」を求める意見書

核兵器のない平和な世界を実現するため、いま国内外で大きな努力が求められている。かけがえのない地球を守り、子どもたちにも引き継ぐために、大和高田市議会でも「非核・平和都市宣言を行う決議」を制定している。

2005年5月、核保有国5カ国政府は「自国の核兵器の完全廃絶」を「明確な約束」として受け入れたが、それ以後「約束」の実行の道筋はつかぬまま、今なお、世界には膨大な核兵器が維持・配備され、核使用を示唆する発言が繰り返されている。また、新世代の核兵器開発が行われる一方、北朝鮮の核実験に見られるように拡散の危険も払拭されていない。

しかし、去る4月5日に、米国のオバマ大統領がプラハで行なった「核兵器のない世界をめざす」とした演説は、最大の核保有国が歴史上初めて「核兵器のない世界」を国家目標にすると宣言し、かつて核兵器を使用した事のある唯一の国として行動する道義的責任がある、と明確に述べ、世界に向けて「核兵器のない世界」の実現への協力を呼びかけたという点で、画期をなしている。

こうした状況をさらに進めるために、2010年にせまった核兵器不拡散条約（NPT）の再検討会議に向けて、日本政府は広島・長崎の被爆を体験した国として、核兵器の廃絶の努力を世界に呼びかけ、促進する責務がある。

また、その努力を实らせるためには、自らもその証として「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を遵守し、世界の模範としなければならない。

よって、国におかれては、「核兵器廃絶の提唱・促進」と「非核三原則の遵守」をあらためて国連総会や国会など内外で宣言し、「非核日本宣言」を行い、各国政府に通知し、唯一の被爆国である日本政府として、核兵器のない世界のため共同の努力を呼びかけるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月10日

大和高田市議会